

【電子入札システム導入準備Q&A】

1. 利用環境について

Q 1-1. 電子入札を行うために必要なものは何ですか。

A 1-1. 電子入札を行う場合には、以下の機器と関連ソフトが必要となります。

- (1) インターネットに接続されているパソコン
- (2) 電子証明書（I Cカード）
- (3) I Cカードリーダー

Q 1-2. 電子入札を行うパソコンは他の業務と兼用しても良いのでしょうか。

A 1-2. 他の業務と兼用する場合、応札者又は発注者からのデータの確認や入札事務処理と他業務に伴う処理が重なって思わぬ時間を要し、結果として応札時刻に間に合わなくなるような場合が考えられます。したがって、できるだけ“専用機”の準備をお願いいたします。

2. I Cカードについて

Q 2-1. 電子入札用電子証明書（I Cカード）とは何ですか。

A 2-1. インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される電子証明書を格納しているカードのことです。

応札者は、コアシステムに対応した複数の民間認証局の中から、価格やサービスと比較検討の上いずれかのI Cカードを購入して戴きます。

電子入札コアシステム対応民間認証局の中には、この職責対応のI Cカードを発行することができる場合があります。

Q 2-2. 電子入札用電子証明書（I Cカード）はどのように使用するのですか。

A 2-2. 電子入札コアシステムでは、使用するパソコンに接続されているI Cカードリーダーにこの電子入札用電子証明書（I Cカード）を挿入して応札者及び発注者の処理を行います。途中で引き抜いてしまうと、本人性の確認ができなくなりますので、処理が無効となってしまいます。電子入札の途上においては、GPK I及びLP G K Iと民間認証局の間できめ細かく本人性の確認をしているので、くれぐれも途中でI Cカードを引き抜くことはやめて下さい。

Q 2-3. 電子認証がなぜ必要なのですか。

A 2-3. 従来の入札では、応札を希望する企業が公共発注機関に出向いていますので、“対面方式”で直接相手が誰なのか確認ができています。

それに対して、電子入札の場合には、ネットワーク上でのやり取りとなり、相手が応札をしようとしている企業の人なのか、本当に発注機関の担当者なのかといった目視確認ができません。発注者と応札者の間で確実に電子的なやり取りができるように、信用に足る第三者による本人証明と暗号化通信が必要となってくるわけです。これが認証局の仕事です。

認証局が双方に本人性を証明してくれることによって、安心して入札処理ができるわけです。

Q 2-4. 電子入札用電子証明書（ICカード）はどのように入手すれば良いのですか。

A 2-4. 電子入札コアシステム対応の民間認証局から購入することができます。詳細はホームページに掲載されている [電子入札コアシステム対応民間認証局連絡先情報一覧](#)にある各民間認証局に確認して下さい。

Q 2-5. ICカードは、誰の名義で取得すればよいですか。

A 2-5. ICカードの名義人は、本市の競争入札参加資格の登録の際に、会社の代表者から契約締結権限等を支店長等に委任している場合には、当該受任者のものが必要となります。

Q 2-6. ICカードは複数枚準備する必要はありますか。

A 2-6. 同一名義のICカードは複数枚準備してもかまいません。この場合は、ICカードが使用不能等となった場合に、もう一方のカードで対応することも可能となります。

Q 2-7. 特定協同企業体（特定JV）の場合、特定JV名義のICカードを取得する必要がありますか

A 2-7. 特定JVにおける代表会社のICカードにより、電子入札に参加できます。

3. 利用者登録について

Q 3-1. 利用者登録について教えてください。

A 3-1. 草津市ホームページの草津市電子入札システムにあります[3-4. 利用者登録手順](#)を御参照ください。

Q 3-2. ICカードの名義変更や更新をした際には、あらためて利用者登録を行う必要はありますか。

A 3-2. 名義変更や更新をした場合には、必ず電子入札システムよりICカードの登録または更新を行ってください。

ただし、会社名や代表者名、会社の所在地等が変更となった場合には、本市側のデータの修正作業が必要となりますので、速やかに滋賀県市町競争入札参加資格申請システムより変更申請を行ってください。

なお、草津市に変更に関する書類の提出は不要です。

Q 3-3. 電子入札で入札書の提出後（開札前）など、案件参加途中でICカードの更新を行う必要が生じる場合はどうしたらよいですか。

A 3-3. この場合、電子入札の手続を行いますと、開札が行えないなどの不具合が生じますので、紙入札を行っていただくこととなります。（その際にはあらかじめ下記の[電子入札関係の要領や様式等](#)にあります「紙入札参加届出書」を提出していただき、本市の承諾を受ける必要があります。）